



# 茨城県報

第 1 9 6 3 号

平成20年 3月27日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

|   |    |
|---|----|
| 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事課) ..... | 2  |
| 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (人事課) .....                        | 3  |
| 茨城県同和対策審議会規則を廃止する規則 (福祉指導課) .....                                       | 3  |
| ( 教 育 委 員 会 )   |    |
| 茨城県立図書館管理規則の一部を改正する規則.....  | 4  |
| 茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則.....   | 4  |
| 茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則.....   | 4  |
| 茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則.....  | 5  |
| ( 公 安 委 員 会 )   |    |
| 交番, 駐在所等の設置並びにその名称, 位置及び所轄区域等に関する規則及び茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を改正する規則.....   | 5  |
| ( 人 事 委 員 会 )   |    |
| 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....   | 6  |
| 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則.....  | 14 |
| 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....  | 14 |
| 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則.....   | 18 |
| 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則.....  | 21 |
| 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....                                      | 21 |

### 告 示

|  |    |
|--|----|
| 青少年に有害な興行の指定 (女性青少年課) .....  | 22 |
| 水質汚濁に係る環境基準の水域類型 (環境対策課) .....   | 22 |
| 救急告示病院の認定 (医療対策課) .....  | 23 |
| 身体障害者福祉法に規定する医師の指定 (障害福祉課) .....   | 23 |
| 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (4件) (障害福祉課) .....                                  | 24 |
| 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定 (2件) (障害福祉課) .....                                      | 25 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律第34条に規定する業務を行う者の指定 (2件) (労働政策課) .....                            | 26 |
| 平成20年度普通職業訓練短期課程 (離転職者訓練, 委託訓練活用型デュアルシステム) に係る訓練科, 訓練生の定員及び訓練期間等 (職業能力開発課) ..... | 26 |

|  |    |
|--|----|
| 平成20年度普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等<br>（職業能力開発課） ..... | 28 |
| 換地計画の決定（農地整備課） .....   | 29 |
| 道路の区域の決定（道路維持課） .....  | 29 |
| 道路の区域の変更（3件）（道路維持課） .....                                      | 29 |
| 道路の供用の開始（4件）（道路維持課） .....                                      | 31 |
| 土地区画整理組合の解散の認可（都市整備課） .....                                    | 32 |
| 事業計画の変更の認可（2件）（下水道課） .....                                     | 32 |
| 茨城県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し（会計第一課） .....                             | 33 |
| 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正（会計第一課） .....                              | 33 |
| （ 監 査 委 員 ）  |    |
| 茨城県監査委員事務局処務規程の一部改正 .....                                      | 34 |
| 公 告  |    |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課） .....                           | 34 |
| 公共測量の終了（用地課） .....   | 35 |
| 開発行為の工事完了（建築指導課） .....   | 35 |
| 飼料検査成績の公表について（肥飼料検査所） .....                                    | 35 |
| （ 監 査 委 員 ）  |    |
| 行政監査結果に基づく措置状況の公表 .....  | 39 |
| 訓 令  |    |
| （ 県 議 会 ）  |    |
| 茨城県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 .....                                 | 47 |
| （ 教 育 委 員 会 ）  |    |
| 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令 .....                                    | 47 |
| 茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 .....                                   | 48 |
| 茨城県教育委員会教育長事務委任規程等の一部を改正する訓令 .....                             | 48 |

## 規 則

### 茨城県規則第9号

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年茨城県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「うち規則に基づく事務の範囲について」を「範囲を定めるため必要な事項を」に改める。

第 2 条の表 5 の項第 4 号中「(各市に限る。)」を削り、同表10の項第 1 号中「土浦市」の次に「、古河市」を、「ひたちなか市」の次に「、鹿嶋市」を加え、同項第 2 号中「ひたちなか市」の次に「、鹿嶋市」を加え、「(古河市にあっては、市街化調整区域を除く区域における法第30条第 1 項に規定する開発許可に係るものに限る。)」を削り、同項第 3 号中「土浦市」の次に「、古河市」を、「ひたちなか市」の次に「、鹿嶋市」を加え、「(古河市にあっては、市街化調整区域に係るものに限る。)」を削り、同表12の項中「第 2 条の表27の項(6)」を「第 2 条の表27の項(7)」に改め、同項第 1 号及び第 6 号中「常総市」の次に「、笠間市」を、「ひたちなか市」の次に「、鹿嶋市」を加える。

本則に次の 1 条を加える。

(特例条例第 2 条の表 3 の 4 の項の規則で定める場合)

第 3 条 特例条例第 2 条の表 3 の 4 の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 一般旅券の発給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)が、旅券法(昭和26年法律第 267号。以下この条において「法」という。)第 4 条の 2 ただし書に規定する二重に旅券の発給を受けようとする者である場合
- (2) 申請者が、法第 5 条第 3 項に規定する同条第 1 項の外務大臣が指定する地域へ渡航しようとする者である場合
- (3) 申請者が、法第13条第 1 項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 申請者の親族等が海外で病気、事故、天災等により死亡した場合又はその傷病の程度が重篤な場合において、申請者が緊急に渡航する必要があると認められるとき。
- (5) 申請者が、業務上等の理由により早急に渡航する必要がある場合において、特例条例第 2 条の表 3 の 4 の項市町村の欄に掲げる市において一般旅券の発給を申請するとすれば当該渡航予定日前に当該一般旅券の交付を受けることが困難であると認められるとき。

付 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。ただし、本則に 1 条を加える改正規定は、同年 6月 2 日から施行する。

茨城県規則第10号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例(平成19年茨城県条例第60号)の施行期日は、平成20年 4月 1 日とする。

茨城県規則第11号

茨城県同和対策審議会規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県同和対策審議会規則を廃止する規則

茨城県同和対策審議会規則(昭和57年茨城県規則第 3 号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。

## (教 育 委 員 会)

## 茨城県教育委員会規則第 5 号

茨城県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 和 田 洋 子

茨城県立図書館管理規則の一部を改正する規則

茨城県立図書館管理規則 (昭和36年茨城県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号を削る。

別表情報資料課の項第 3 号中「図書資料」を「図書館資料」に改め、同項第 6 号中「インターネット」の次に「及び視聴覚機器」を加え、同項に次の 5 号を加える。

- 7 視聴覚資料のレファレンスに関すること。
- 8 視聴覚資料の相互貸借利用及び調査研究利用に関すること。
- 9 団体視聴用資料等の館外貸出に関すること。
- 10 地域視聴覚ライブラリーとの連携に関すること。
- 11 その他視聴覚資料の利用に関すること。

別表視聴覚課の項を削る。

付 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。

## 茨城県教育委員会規則第 6 号

茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 和 田 洋 子

茨城県教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

茨城県教育委員会事務委任規則 (昭和40年茨城県教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

第 2 条中第 27 号を第 28 号とし、同条第 26 号中「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 27 号とし、同条第 25 号中「第 13 号」を「第 14 号」に改め、同号を同条第 26 号とし、同条第 7 号から第 24 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

付 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。

## 茨城県教育委員会規則第 7 号

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 和 田 洋 子

茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則

茨城県教育庁組織規則 (昭和46年茨城県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の表総務課の項中「人権・同和教育室」を「人権教育室」に改める。

別表第 1 総務課の項中

「 (人権・同和教育室)

31 同和教育対策事業に関すること (他課の所管 (補助金を除く。) に係るものを除く。)」を

「 (人権教育室)

31 人権教育に関すること (他課の所管に係るものを除く。)」に改める。

付 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 8 号

茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3 月27日

茨城県教育委員会委員長 和 田 洋 子

茨城県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

茨城県教育研修センター管理規則 (平成 4 年茨城県教育委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 8 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 校内研修支援に関すること。

別表 教職教育課の項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3 校内研修支援に関すること。

付 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 4 号

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則及び茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 3 月27日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則及び茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

(交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則の一部改正)

第 1 条 交番，駐在所等の設置並びにその名称，位置及び所轄区域等に関する規則 (昭和35年茨城県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 (2)ひたちなか東の項中

|       |           |   |       |             |   |
|-------|-----------|---|-------|-------------|---|
| 平磯駐在所 | ひたちなか市平磯町 | を | 平磯駐在所 | ひたちなか市平磯遠原町 | に |
|-------|-----------|---|-------|-------------|---|

改め、同表鹿嶋の項中

|        |          |   |       |         |   |
|--------|----------|---|-------|---------|---|
| 武井釜駐在所 | 鹿嶋市大字武井釜 | を | 荒井駐在所 | 鹿嶋市大字荒井 | に |
|--------|----------|---|-------|---------|---|

改め、同表取手の項中

|       |        |                                      |   |
|-------|--------|--------------------------------------|---|
| 久賀駐在所 | 取手市上萱場 | 取手市浜田，上萱場，下萱場，萱場，大曲，新川，<br>双葉一，二，三丁目 | を |
|-------|--------|--------------------------------------|---|

|       |        |  |   |
|-------|--------|--|---|
| 久賀駐在所 | 取手市上萱場 | 取手市浜田，上萱場，下萱場，萱場，大曲，新川，<br>双葉一，二，三丁目，紫水一，二，三丁目 | に |
|-------|--------|--|---|

改める。

(茨城県警察署の管轄区域に関する規則の一部改正)

第 2 条 茨城県警察署の管轄区域に関する規則（昭和29年茨城県公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「条例第34号」を「茨城県条例第34号」に、「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年 3 月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第 5 号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年茨城県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「様式第 4 号」を「様式第 5 号」に改め、同条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「前条」を「第 7 条」に改め、同条を第13条とする。

第 6 条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条第 3 項中「第 4 条第 2 項」を「第 5 条第 2 項」に改め、同条を第 7 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して 1 年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情に係る人事委員会規則で定める方法)

第 8 条 育児休業条例第11条第 5 号の人事委員会規則で定める方法は、第 2 条に規定する方法とする。

(育児休業条例第12条の人事委員会規則で定める日数等)

第 9 条 育児休業条例第12条本文の人事委員会規則で定める日数は、12日とし、人事委員会規則で定める時間は、16 時間とする。

2 育児休業条例第12条第 2 号の人事委員会規則で定める期間は、52週間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児休業条例第13条の人事委員会規則で定める育児短時間勤務承認請求書は、様式第 4 号によるものとする。

2 第 5 条第 2 項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

3 第 5 条第 3 項の規定は、育児休業条例第11条第 5 号の規定により育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して

1年を経過せずに育児短時間勤務をする予定のある職員の当初の育児短時間勤務の承認の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第11条 第7条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第1項第4号中「第5条第1号」とあるのは、「第14条第1号」と読み替えるものとする。

(任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例)

第12条 育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。育児休業法第17条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

第5条を第6条とする。

第4条第3項中「第3条第3号」を「第3条第4号」に、「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)」に改め、同条本文中「第5条の3」を「第7条」に改め、同条第1号ア中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に、「及び教育公務員特例法」を「教育公務員特例法」に改め、「大学院修学休業をしていた期間」の次に「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしていた期間」を加え、同号イ中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同号オ中「第55条の7第2項第3号」を「第55条の7第2項第4号」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る人事委員会規則で定める方法)

第2条 育児休業条例第3条第4号の人事委員会規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。

様式第1号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「下記のとおり育児休業の承認を請求します。」を「下記のとおり  
育児休業の承認  
を請求します。」に、「 育児休業」を「 育児休業の承認」に、「 再度の  
育児休業の期間の延長  
育児休業」を「 再度の育児休業の承認」に改め、「この請求書」の次に「(育児休業期間の延長に係るものを除く。)」を加え、「助産婦」を「助産師」に改め、「(写しでも可)」を削り、「出生届受理証明書などのいずれか」を「出生届受理証明書等(写しでも可)」に、「3 備考欄」を「3 「8 備考」欄」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 5 条第 3 項)

## 育児休業等計画書

|                                                                                                    |                                       |                                  |   |      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|---|------|
| (任命権者)                                                                                             | 提出年月日                                 | 年                                | 月 | 日    |
| 殿                                                                                                  | 所 属                                   |                                  |   |      |
|                                                                                                    | 職氏名                                   | ㊟                                |   |      |
| 職員の育児休業等に関する条例第 3 条第 4 号又は第11条第 5 号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認を請求する予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。 |                                       |                                  |   |      |
| なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。                                                                        |                                       |                                  |   |      |
| 1 請求の別                                                                                             | <input type="checkbox"/> 育児休業         | <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 |   |      |
| 2 請求に係る子                                                                                           |                                       |                                  |   |      |
| 子 の 氏 名                                                                                            |                                       | 生年月日                             | 年 | 月 日生 |
| 3 請求者の計画                                                                                           |                                       |                                  |   |      |
| 請 求 期 間                                                                                            | 年 月 日から                               | 年 月 日まで                          |   |      |
| 再度の請求予定期間                                                                                          | 年 月 日から                               | 年 月 日まで                          |   |      |
| 4 配偶者の養育計画                                                                                         |                                       |                                  |   |      |
| 配 偶 者 の 氏 名                                                                                        |                                       |                                  |   |      |
| 子を養育するための方法                                                                                        | <input type="checkbox"/> 育児休業         | <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 |   |      |
|                                                                                                    | <input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休暇 | <input type="checkbox"/> その他 ( ) |   |      |
| 5 備 考                                                                                              |                                       |                                  |   |      |

- (注) 1 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- 2 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- 3 「子を養育するための方法」欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入する。
- 4 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 5 変更の届出の場合は、1 から 4 までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。
- 6 該当するには✓印を記入すること。



様式第 3 号中「第 6 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「次のとおり  
育児休業 に係る子」を「次のとおり  
部分休業

育児休業

育児短時間勤務 に係る子」に、

部分休業

「

1 届出の事由

休業に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病 その他 ( )

休業に係る子を配偶者が養育できることとなった。

休業に係る子が死亡した。

休業に係る子と離縁した (養子縁組の取消しを含む。)

休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

その他 ( )

」

を

「

1 届出事由

育児休業等に係る子を養育しなくなった。

同居しなくなった。 負傷・疾病 託児できるようになった。

その他 ( )

育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。

育児休業等に係る子が死亡した。

育児休業等に係る子と離縁した (養子縁組の取消しを含む。)

育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

その他 ( )

」

に、

「2 届出の事由が発生した日」を「2 発生日」に、「3 承認を受けた育児休業の期間」を「3 承認を受けた育児休業等の期間」に、

「

|               |  |  |  |  |  |  |
|---------------|--|--|--|--|--|--|
| 4 当該承認に係る子の氏名 |  |  |  |  |  |  |
|               |  |  |  |  |  |  |
|               |  |  |  |  |  |  |

」

を

「

|               |  |
|---------------|--|
| 4 当該承認に係る子の氏名 |  |
|---------------|--|

」

(注) 該当する には✓印を記入すること。

任命権者記入欄

|     |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|
| 決裁欄 |  |  |  |  |  |  |
|     |  |  |  |  |  |  |

に

改める。

様式第 4 号中「第 7 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に、

|                |                       |         |                  |  |
|----------------|-----------------------|---------|------------------|--|
| 5 託児の態様        | 託児施設 ( )              |         | その他 ( )          |  |
|                | (託児時間： 時 分～ 時 分)      |         | (託児時間： 時 分～ 時 分) |  |
| 6 通勤時間         | 時間 分 (託児先を経由する時間を含む。) |         |                  |  |
| 7 請求期間<br>及び時間 | 期 間                   |         | 時 間              |  |
|                | 年 月 日から               | 毎 日     | 午前 時 分～ 時 分      |  |
|                | 年 月 日まで               | その他 ( ) | 午後 時 分～ 時 分      |  |
|                | 年 月 日から               | 毎 日     | 午前 時 分～ 時 分      |  |
|                | 年 月 日まで               | その他 ( ) | 午後 時 分～ 時 分      |  |
| 8 備 考          |                       |         |                  |  |

を

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書（写しでも可）、官公署が発行する出生届受理証明書、養子縁組の場合は戸籍抄本などのいずれか）を添付すること。
- 2 請求に係る子について、（ア）職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、（イ）託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。
- 3 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

|                |         |         |             |  |
|----------------|---------|---------|-------------|--|
| 5 請求期間<br>及び時間 | 期 間     |         | 時 間         |  |
|                | 年 月 日から | 毎 日     | 午前 時 分～ 時 分 |  |
|                | 年 月 日まで | その他 ( ) | 午後 時 分～ 時 分 |  |
|                | 年 月 日から | 毎 日     | 午前 時 分～ 時 分 |  |
|                | 年 月 日まで | その他 ( ) | 午後 時 分～ 時 分 |  |
| 6 備 考          |         |         |             |  |

に

- (注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等（写しでも可）、養子縁組の場合は戸籍抄本）を添付すること。
- 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、

その内容を「6 備考」欄に記入すること。

3 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

」

改め、同様式を様式第 5 号とする。

様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

## 様式第 4 号 (第10条第 1 項)

## 育児短時間勤務承認請求書

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                   |                                                         |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (任命権者) _____ 殿   |                                                                                                                                                                                                                                                               | 請求年月日 _____ 年 月 日                                                 |                                                         |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                               | 請求者所属 _____                                                       |                                                         |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                               | 職氏名 _____ ㊟                                                       |                                                         |
| 下記のとおり           |                                                                                                                                                                                                                                                               | 育児短時間勤務の承認<br>育児短時間勤務の期間の延長                                       |                                                         |
| を請求します。          |                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                   |                                                         |
| 1 請求に係る子         |                                                                                                                                                                                                                                                               | 2 請求者以外の子の親                                                       |                                                         |
| 氏名               |                                                                                                                                                                                                                                                               | 氏名                                                                |                                                         |
| 続柄               |                                                                                                                                                                                                                                                               | 子との同・別居                                                           | <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 |
| 生年月日             | _____ 年 月 日生                                                                                                                                                                                                                                                  | 就業の有無                                                             | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無   |
| 3 請求の内容          | <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長                                                                                                                                                                                    |                                                                   |                                                         |
|                  | <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)                                                                                                                                                                                                  |                                                                   |                                                         |
| 4 請求期間           | _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                   |                                                         |
| 5 勤務の形態          | 週 時間勤務<br>(育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号<br>育児休業条例第12条 <input type="checkbox"/> 第1号ア <input type="checkbox"/> 第1号イ <input type="checkbox"/> 第2号<br>の勤務の形態) |                                                                   |                                                         |
|                  | 勤務の日及び時間帯                                                                                                                                                                                                                                                     | 月 ( : ~ : ) 火 ( : ~ : )<br>水 ( : ~ : ) 木 ( : ~ : )<br>金 ( : ~ : ) |                                                         |
| 6 既に育児短時間勤務をした期間 | _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                   |                                                         |
|                  | _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                   |                                                         |
| 7 備考             |                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                   |                                                         |

- (注) 1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等(写しでも可)、養子縁組の場合は戸籍抄本)を添付すること。
- 2 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 3 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「7 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- 4 「7 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係

る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

5 該当する□には✓印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

|       |       |                             |                              |
|-------|-------|-----------------------------|------------------------------|
| 受理年月日 | 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 承認 | <input type="checkbox"/> 不承認 |
| 決裁年月日 | 年 月 日 | (不承認の理由)                    |                              |
| 決 裁 欄 |       |                             |                              |
|       |       |                             |                              |

## 付 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

~~~~~  
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年 3月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

## 茨城県人事委員会規則第 6 号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（昭和26年茨城県人事委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 2 条第 4 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（育児短時間勤務職員等についての適用除外）

第 3 条の 2 前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）には適用しない。

第 4 条第 2 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 5 項」に改める。

第15条中「非常勤職員」の次に「(条例第 2 条第 3 項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。)」を加える。

## 付 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

~~~~~  
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年 3月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

## 茨城県人事委員会規則第 7 号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「，短時間勤務職員（条例第 5 条に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を「，地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。），地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の 4 第 1 項若しくは第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第1項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で法第28条の 5 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))及び育児休業法第18条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 7 条第 1 項を次のように改める。

第 7 条 条例第 5 条第 1 項の人事委員会規則で定める 1 月 1 日に在職する育児短時間勤務職員等，再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次休暇の日数は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，当該各号に掲げる日数（1 日未満の端数があるときは，これを四捨五入して得た日数）とする。ただし，その日数が労働基準法（昭和22

年法律第49号) 第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

- (1) 斉一型短時間勤務職員 (育児短時間勤務職員等, 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち, 1週間ごとの勤務日 (職員の勤務時間に関する条例 (昭和26年茨城県条例第40号) 第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。) の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。)

20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

- (2) 不斉一型短時間勤務職員 (育児短時間勤務職員等, 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち, 斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 160時間に職員の勤務時間に関する条例第2条第2項, 第3項又は第4項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た時間数を, 8時間を1日として日に換算して得た日数

第7条第2項中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等, 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め, 同条第3項中「県費負担教職員(」を「前項及び第5項の規定にかかわらず, 県費負担教職員(」に, 「地方公務員法 (昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に, 「, 第28条の5第1項」を「若しくは第28条の5第1項」に, 「若しくは第28条の6第1項」を「又は第28条の6第1項」に, 「任期付職員 (地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 (平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。) 第3条第1項若しくは第2項, 第4条若しくは第5条の規定により採用された職員をいう。)」を「任期付短時間勤務職員」に改め, 同条第5項中「短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等, 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に, 「同一勤務型職員」を「斉一型短時間勤務職員」に, 「同一勤務型職員以外の短時間勤務職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め, 同条第7項の次に次の2項を加える。

8 次の各号に掲げる場合において, 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数 (以下「勤務形態」という。) が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は, 当該年の1月1日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第5条第1項の規定を適用して得られる日数に当該年の前年の年次休暇の残日数を加えて得た日数 (以下「基本日数」という。) とし, 当該年の1月2日以後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において, 同日前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては基本日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に, 次の各号に掲げる場合に依り, 当該各号に掲げる率を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは, これを四捨五入して得た日数とする。以下「調整後の基本日数」という。) とし, 当該年の1月2日以後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の基本日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に, 次の各号に掲げる場合に依り, 当該各号に掲げる率を乗じて得た日数 (1日未満の端数があるときは, これを四捨五入して得た日数) とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等, 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務 (以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。) を始める場合, 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務 (育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち, 1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。) を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等, 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務 (以下この項において「不斉一型育児短時間勤務」という。) を始める場合, 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短

時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を8時間とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

9 前項の規定により年次休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次休暇の日数が当該変更の日の前日における年次休暇の残日数を下回るときは、前項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次休暇の残日数とする。

第14条中「及び短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に、「除く)」を「除く。）」に改める。

別表第5中

「

|    |  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1日 |  | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 |
|----|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

」

「

|    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|

」に

改める。

別表第6中

「

|                       |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 14時間を<br>超え15時<br>間以下 | 1日 | 1日 | 2日 | 3日 | 3日 | 4日 | 5日 | 5日 | 6日 | 7日 | 7日 | 8日 |
| 13時間を<br>超え14時<br>間以下 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 12時間を<br>超え13時<br>間以下 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 5日 | 6日 | 6日 | 7日 |
| 11時間を<br>超え12時<br>間以下 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 5日 | 6日 | 6日 |
| 10時間を<br>超え11時<br>間以下 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 5日 | 6日 | 6日 |
| 9時間を<br>超え10時<br>間以下  |    | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 5日 |
| 8時間を<br>超え9時<br>間以下   |    | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 | 5日 | 5日 |
| 7時間を<br>超え8時<br>間以下   |    | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 |
| 6時間を<br>超え7時<br>間以下   |    | 1日 | 1日 | 1日 | 2日 | 2日 | 2日 | 3日 | 3日 | 3日 | 4日 | 4日 |

」



|                        |  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|------------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 5 時間を<br>超え 6 時<br>間以下 |  | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 |
| 4 時間を<br>超え 5 時<br>間以下 |  | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 |
| 3 時間を<br>超え 4 時<br>間以下 |  |     | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 |
| 2 時間を<br>超え 3 時<br>間以下 |  |     | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 |
| 1 時間を<br>超え 2 時<br>間以下 |  |     |     |     |     | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 |
| 1 時間                   |  |     |     |     |     | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 |

を

|                        |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 14時間を<br>超え 15時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 4 日 | 4 日 | 5 日 | 6 日 | 6 日 | 7 日 | 8 日 |
| 13時間を<br>超え 14時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 4 日 | 4 日 | 5 日 | 5 日 | 6 日 | 6 日 | 7 日 |
| 12時間を<br>超え 13時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 4 日 | 4 日 | 5 日 | 5 日 | 6 日 | 7 日 |
| 11時間を<br>超え 12時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 4 日 | 4 日 | 5 日 | 5 日 | 6 日 | 6 日 |
| 10時間を<br>超え 11時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 4 日 | 4 日 | 5 日 | 5 日 | 6 日 |
| 9 時間を<br>超え 10時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 | 4 日 | 4 日 | 5 日 | 5 日 |
| 8 時間を<br>超え 9 時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 | 4 日 | 4 日 | 5 日 |
| 7 時間を<br>超え 8 時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 | 4 日 | 4 日 |
| 6 時間を<br>超え 7 時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 | 4 日 |
| 5 時間を<br>超え 6 時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 | 3 日 | 3 日 |
| 4 時間を<br>超え 5 時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 3 日 |
| 3 時間を<br>超え 4 時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 | 2 日 |
| 2 時間を<br>超え 3 時<br>間以下 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 1 日 | 2 日 |

に

|                     |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|---------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1時間を<br>超え2時<br>間以下 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 |
| 1時間                 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 | 1日 |

## 付 則

- この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の職員の休日及び休暇に関する規則第 7 条第 5 項の規定に基づき年次休暇を与えられている職員の当該年次休暇の日数については、なお従前の例による。

~~~~~

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成20年 3月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

## 茨城県人事委員会規則第 8 号

## 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する規則 (昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号。以下「給与規則」という。)の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「短時間勤務職員」を「短時間勤務職員等」に改め、同条中「短時間勤務職員について、条例第6条の2の」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- 短時間勤務職員 条例第 6 条の 2
- 育児休業法第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (以下「育児短時間勤務職員等」という。) 職員の育児休業等に関する条例 (平成 4 年茨城県条例第 5 号。以下「育児休業条例」という。) 第15条の規定により読み替えられた条例第 6 条第 3 項、第 4 項及び第 6 項若しくは第11項、育児休業条例第17条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成13年茨城県条例第 9 号) 第 5 条第 3 項若しくは第 4 項又は育児休業条例第18条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年茨城県条例第 6 号。以下「任期付職員条例」という。) 第 7 条第 2 項若しくは第 3 項

第36条第 2 項中「あつては、」を「あつては」に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項又は第 4 項」に改め、「除して得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を、「乗じて得た額」の次に「とし、その額に1円未満の端数を切り捨てた額とする。」を、「相当する額 (短時間勤務職員) の次に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

第37条第 3 項中「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6」を「法第28条の 4 第 1 項、法第28条の 5 第 1 項又は法第28条の 6」に改め、「定める額」の次に「(短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数 (以下この条において「算出率」という。) をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、同条第 4 項中「短時間勤務の職を占める職員にあつては、」を「短時間勤務職員にあつては」に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」

に、「乗じて得た額」を「(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額)に、「額)」を「額とする。)」に改める。

第37条の2第1項中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)」を「任期付職員条例」に改める。

第37条の6第1項中「掲げる額」の次に「(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

第43条の3中「第2号」の次に「(育児休業条例第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第44条の4第1項第3号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」を「育児休業法」に改める。

第49条第4項、第52条第1項、第52条の2第2項及び第5項並びに第52条の4第2項各号中「短時間勤務職員」の次に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

第55条中「職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号。以下「育児休業条例」という。)」第5条の3第1項を「育児休業条例第7条第1項」に改める。

第55条の7第2項に次の1号を加える。

(6) 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業条例第15条の規定により読み替えられた条例第6条第3項に規定する算出率をいう。第56条の5第2項第3号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第56条第2号中「第5条の3第2項」を「第7条第2項」に改める。

第56条の5第2項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第56条の8及び第56条の9第1号中「第5条の3第3項」を「第7条第3項」に改める。

第56条の13第1項第2号中「に規定するそれぞれの月額」を「(育児休業条例第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する」に改める。

第57条第1項第2号中「(再任用短時間勤務職員のうち、週休日が1週間当たり2日の割合で割り振られた職員にあつては、1週間当たりの勤務時間を5で除して得た時間)」を「(短時間勤務職員(法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)であつた期間にあつては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。)における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第3条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に8を乗じて得た時間)」に改め、同条第2項第2号中「勤務形態の短時間勤務職員にあつては」を「短時間勤務職員であつた期間にあつては」に改め、同条第3項中「のうち、第1項第2号括弧書に規定する勤務形態以外の勤務形態の職員及び同号括弧書に規定する勤務形態の職員で同号及び前項の規定により難い職員の期間の計算については、」を「又は育児短時間勤務職員等であつた期間のうち、第1項第2号から前項までの規定により難い期間の計算については、」に改め、同項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における第56条の5第2項第3号に規定する期間を計算する場合は、日又は月を単位とせず、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは8時間をもつて1日とし、日を月に換算するときは30日をもつて1月と

する。

4 前3項の規定にかかわらず、育児短時間勤務職員等として在職した期間における負傷又は疾病により勤務しなかつた期間及び介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間並びに第56条の5第2項第4号及び第5号に定める30日を計算する場合は、次による。

(1) 週休日等を除く。

(2) 日又は月を単位とせず、時間を単位として計算するものとし、計算して得た時間については、時間を日に換算するときは8時間をもつて1日とし、日を月に換算するときは30日をもつて1月とする。

第57条の2第3項中「あつては、」を「あつては」に、「第2条第2項」を「第2条第3項及び第4項」に改め、「除して得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第61条第2項中「あつては、」を「あつては」に、「第2条第2項」を「第2条第3項又は第4項」に改め、「除して得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあつては8時間に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成13年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12条第1号中「第4項」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成15年茨城県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第3項」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給規則の一部改正)

第4条 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給規則(昭和37年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「若しくは第2項」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項」を加える。

(職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成18年茨城県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

付則第3項第4号二中「法律第100号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同項第5号中「第5号)第6条」を「第5号)第8条」に改める。

付則第4項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 施行日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

付則第5項中第5号を第6号とし、同項第4号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た額」の次に「(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

付則第29項中「職員にあっては、」を「ものにあつては」に、「第2条第2項」を「第2条第3項又は第4項」に改め、「除して得た数を」に次に「、育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第6条 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成19年茨城県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に」に改める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~  
職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第9号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和38年茨城県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第2号中「法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を、「期間に限る。）」の次に「又は育児短時間勤務職員（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（育児休業法第17条の規定による勤務を含む。）をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間」を加える。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~  
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月27日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

茨城県人事委員会規則第10号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年茨城県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第68項を第70項とし、第62項から第67項までを2項ずつ繰り下げ、第61項を第62項とし、同項の次に次の1項を加える。

(63) 財団法人地域創造

別表第 1 中第60項を第61項とし、第30項から第59項までを 1 項ずつ繰り下げ、第29項の次に次の 1 項を加える。

(30) 社団法人茨城県水質保全協会

付 則

この規則は、平成20年 4月 1 日から施行する。

## 告 示

茨城県告示第444号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号    | 種類 | 題 名                   | 配 給 会 社                          |
|---------|----|-----------------------|----------------------------------|
| 2 5 9 2 | 映画 | 中川准教授の淫びな日々           | 新 日 本 映 像                        |
| 2 5 9 3 | 映画 | 新日本映像ニュース 中川准教授の淫びな日々 | 新 日 本 映 像                        |
| 2 5 9 4 | 映画 | 未亡人民宿 美熟乳しっぽり         | オ ー ピ ー 映 画                      |
| 2 5 9 5 | 映画 | 色情淫婦 こまされた女たち         | 新 東 宝 映 画                        |
| 2 5 9 6 | 映画 | 不純な制服 悶えた太もも          | オ ー ピ ー 映 画                      |
| 2 5 9 7 | 映画 | P 2                   | ム ー ビ ー ア イ エ ン<br>タ テ イ ン メ ン ト |
| 2 5 9 8 | 映画 | 世界で一番美しい夜             | フ ァ ン ト ム ・<br>フ ィ ル ム           |
| 2 5 9 9 | 映画 | 新・監禁逃亡 死の殻            | 新 東 宝 映 画                        |
| 2 6 0 0 | 映画 | 一輪の薔薇                 | オ ー ピ ー 映 画                      |
| 2 6 0 1 | 映画 | セクハラ洗礼 乱れ喰い           | オ ー ピ ー 映 画                      |
| 2 6 0 2 | 映画 | マダム秘便所 恥ずかしい瞬間        | オ ー ピ ー 映 画                      |

茨城県告示第445号

環境基本法（平成 5 年法律第91号）第16条第 2 項の規定に基づき、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成 5 年政令第371号）の規定に基づき、多賀水系・新川水系及び久慈川水系が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型を次のとおり定め、平成20年 4月 1 日から施行する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 水系    | 水域     |      | 範 囲                                 | 類 型 | 達 成 期 間 |
|-------|--------|------|-------------------------------------|-----|---------|
| 多賀水系  | 里根川水域  | 里根川  | 全域 (八反川, 境川, 関山川を含む)                | 生物A | イ       |
|       | 江戸上川水域 | 江戸上川 | 全域                                  | 生物B | イ       |
|       | 大北川水域  | 大北川  | 全域 (宿川, 木皿川を含む)                     | 生物A | イ       |
|       | 大北川水域  | 花園川  | 全域 (根古屋川を含む)                        | 生物A | イ       |
|       | 塩田川水域  | 塩田川  | 全域                                  | 生物B | イ       |
|       | 関根川水域  | 関根川  | 全域 (前川橋から関根川合流点までの関根前川, 猪田川及び玉川を含む) | 生物B | イ       |
|       | 関根川水域  | 関根前川 | 前川橋より上流                             | 生物A | イ       |
|       | 花貫川水域  | 花貫川  | 全域                                  | 生物A | イ       |
|       | 十王川水域  | 十王川  | 全域                                  | 生物A | イ       |
| 新川水系  | 新川水域   | 新川   | 全域                                  | 生物B | イ       |
| 久慈川水系 | 久慈川水域  | 八溝川  | 全域                                  | 生物A | イ       |
|       | 久慈川水域  | 押川   | 全域 (茨城県に属する水域に限る)                   | 生物A | イ       |
|       | 久慈川水域  | 滝川   | 全域                                  | 生物A | イ       |
|       | 久慈川水域  | 玉川   | 全域                                  | 生物B | イ       |
|       | 久慈川水域  | 浅川   | 全域                                  | 生物B | イ       |
|       | 久慈川水域  | 山田川  | 全域 (竜神川を含む)                         | 生物A | イ       |
|       | 久慈川水域  | 里川   | 全域                                  | 生物A | イ       |
|       | 久慈川水域  | 久慈川  | 全域 (茨城県に属する水域に限る)                   | 生物A | イ       |
|       | 久慈川水域  | 茂宮川  | 全域                                  | 生物B | イ       |

(注) 1 水域類型の欄は、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の1(1)イに掲げる類型を示す。

2 達成期間の欄の「イ」は、「直ちに達成」を示す。

茨城県告示第446号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の救急病院である。

なお、当該病院に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成23年3月21日である。

平成20年3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称            | 所 在 地         |
|----------------|---------------|
| 木根淵外科胃腸科病院     | 坂東市辺田1430番地1  |
| 医療法人つくばセントラル病院 | 牛久市柏田町1589番地3 |

茨城県告示第447号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成20年3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 番号 | 種目      | 診療科目               | 氏 名     | 医療機関名                      | 所 在 地                | 指定年月日          |
|----|---------|--------------------|---------|----------------------------|----------------------|----------------|
| 1  | 呼吸器     | 呼吸器外科              | 西 村 嘉 裕 | 医療法人財団古宿会<br>水戸中央病院        | 水戸市六反田町1136 -<br>1   | 平成20年<br>3月13日 |
| 2  | 心臓      | 循環器科               | 根 本 正 則 | 水戸赤十字病院                    | 水戸市三の丸3 - 12 -<br>48 | 平成20年<br>3月13日 |
| 3  | 肢体不自由   | 整形外科               | 折 野 陽 一 | 永井ひたちの森病院                  | 日立市小木津町966           | 平成20年<br>3月13日 |
| 4  | 小腸      | 外科<br>胃腸科          | 石 原 明   | 医療法人愛宣会 秦<br>病院            | 日立市鮎川町2 - 8 -<br>16  | 平成20年<br>3月13日 |
| 5  | 肢体不自由   | 内科                 | 戸 川 敦   | 医療法人常総会 桜<br>原クリニック        | 土浦市荒川沖6 - 110        | 平成20年<br>3月13日 |
| 6  | 肢体不自由   | 整形外科               | 鯨 坂 桂   | 古河赤十字病院                    | 古河市上辺見1300 - 13      | 平成20年<br>3月13日 |
| 7  | 肢体不自由   | 内科<br>消化器科<br>循環器科 | 石 井 啓 一 | 茨城保健生活協同組<br>合 あおぞら診療所     | 取手市新町6 - 6 - 19      | 平成20年<br>3月13日 |
| 8  | 視覚      | 眼科                 | 橋 本 賢 了 | 筑西市民病院                     | 筑西市玉戸1658            | 平成20年<br>3月13日 |
| 9  | ぼうこう・直腸 | 外科                 | 金 子 高 明 | 県西総合病院                     | 桜川市鎌田604             | 平成20年<br>3月13日 |
| 10 | 肢体不自由   | 整形外科               | 磯 崎 泰 伸 | 医療法人東湖会 銚<br>田病院           | 銚田市安房1650 - 2        | 平成20年<br>3月13日 |
| 11 | 腎臓      | 内科<br>泌尿器科         | 久 保 昌 志 | 医療法人社団小羊会<br>つくば腎クリニッ<br>ク | つくば市小野崎286 -<br>7    | 平成20年<br>3月13日 |

## 茨城県告示第448号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称         | 事業所の所在地                        | 事業者の名称        | 事業者の主たる事務所の所在地                 | 指 定年月日        | サービ<br>スの 種 類 |
|------------|----------------|--------------------------------|---------------|--------------------------------|---------------|---------------|
| 0823100177 | ケアホーム あ<br>いの家 | 茨城県東茨城郡茨<br>城町小幡北山2765<br>- 61 | 社会福祉法人<br>梅の里 | 茨城県東茨城郡茨<br>城町小幡北山2766<br>- 36 | 平成20年<br>4月1日 | 共同生活介護        |

## 茨城県告示第449号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地                | 事業者の名称        | 事業者の主たる事務所の所在地       | 指 定年月日        | サービ<br>スの 種 類    |
|------------|--------|------------------------|---------------|----------------------|---------------|------------------|
| 0822200127 | 鹿島の里   | 茨城県鹿嶋市旭ヶ<br>丘1 - 5 - 4 | 財団法人 鹿島<br>病院 | 茨城県鹿嶋市平井<br>1129 - 2 | 平成20年<br>4月1日 | 共同生活介護<br>共同生活援助 |



茨城県告示第450号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称             | 事業所の所在地              | 事業者の名称          | 事業者の主たる事務所の所在地      | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの種<br>類 |
|------------|--------------------|----------------------|-----------------|---------------------|---------------|-----------------|
| 0817200108 | チャイルド ハ<br>ウス ひまわり | 茨城県銚田市野友<br>2008 - 3 | 社会福祉法人<br>美成福祉会 | 茨城県銚田市串挽<br>861 - 1 | 平成20年<br>4月1日 | 児童デイサー<br>ビス    |

茨城県告示第451号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地          | 事業者の名称        | 事業者の主たる事務所の所在地   | 指 定<br>年月日    | サービ<br>スの種<br>類 |
|------------|--------|------------------|---------------|------------------|---------------|-----------------|
| 0820400133 | みのりホーム | 茨城県古河市尾崎<br>5708 | 社会福祉法人<br>芳香会 | 茨城県古河市上大<br>野698 | 平成20年<br>4月1日 | 共同生活介護          |

茨城県告示第452号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 施設の名称        | 施設の所在地           | 事業者の名称        | 事業者の主たる事務所の所在地   | 指 定<br>年月日    | 障害者支援施設のサービ<br>スの種類及び入所定員 |     |
|------------|--------------|------------------|---------------|------------------|---------------|---------------------------|-----|
| 0810400069 | 青嵐荘蒔の<br>とう舎 | 茨城県古河市<br>尾崎5708 | 社会福祉法人<br>芳香会 | 茨城県古河市上<br>大野698 | 平成20年<br>4月1日 | 生活介護                      | 60名 |
|            |              |                  |               |                  |               | 施設入所支<br>援                | 40名 |

茨城県告示第453号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第51条第1項の規定により告示する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所番号      | 施設の名称       | 施設の所在地          | 事業者の名称        | 事業者の主たる事務所の所在地   | 指 定<br>年月日    | 障害者支援施設のサービ<br>スの種類及び入所定員 |     |
|------------|-------------|-----------------|---------------|------------------|---------------|---------------------------|-----|
| 0810400127 | 青嵐荘つく<br>し園 | 茨城県古河市<br>尾崎323 | 社会福祉法人<br>芳香会 | 茨城県古河市上<br>大野698 | 平成20年<br>4月1日 | 生活介護                      | 54名 |
|            |             |                 |               |                  |               | 施設入所支<br>援                | 50名 |

茨城県告示第454号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、平成20年 3 月27日付けで同法第34条に規定する業務を行う者として次の法人を指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第 2 項の規定により公示する。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 社団法人茨城県雇用開発協会
- 2 住 所 茨城県水戸市城南一丁目 1 番 6 号サザン水戸ビル 3 階
- 3 事務所の所在地 茨城県土浦市真鍋新町 1 番14号
- 4 主な活動区域 取手市，龍ヶ崎市，牛久市，守谷市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町，土浦市

茨城県告示第455号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、平成20年 3 月27日付けで同法第34条に規定する業務を行う者として次の法人を指定したので、同法第35条において準用する同法第27条第 2 項の規定により公示する。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 名 称 社会福祉法人鹿島育成園
- 2 住 所 茨城県鹿嶋市宮下二丁目 1 番24号
- 3 事務所の所在地 茨城県鹿嶋市宮下二丁目 1 番24号
- 4 主な活動区域 鹿嶋市，潮来市，銚田市，神栖市，行方市

茨城県告示第456号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第 2 条の規定により、平成20年度の普通職業訓練短期課程（離転職者訓練，委託訓練活用型デュアルシステム）に係る訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 離転職者訓練の訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等

| 学院名                       | 訓練の種類      | 普通職業訓練    |     |      |        |
|---------------------------|------------|-----------|-----|------|--------|
|                           | 訓練課程       | 短期課程      |     |      |        |
|                           | 区分         | 訓練科名      | 定員  | 訓練期間 | 訓練開始月  |
| 茨城県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院 | 職業転換能力開発訓練 |           |     |      |        |
|                           | 施設内訓練      | 総合ビジネス科   | 40人 | 6ヶ月  | 4月，10月 |
|                           | 施設外訓練      | オフィスビジネス科 | 20人 | 6ヶ月  | 7月     |
|                           | 緊急雇用対策訓練   |           |     |      |        |
|                           | 施設外訓練      | IT実務科     | 20人 | 3ヶ月  | 11月    |
|                           |            | 介護サービス科   | 30人 | 4ヶ月  | 7月     |

|                                |               |           |     |     |         |
|--------------------------------|---------------|-----------|-----|-----|---------|
| 茨 城 県 立 日 立<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 職業転換能力開発訓練    |           |     |     |         |
|                                | 施設内訓練         | パソコンCAD科  | 30人 | 6ヶ月 | 4月, 10月 |
|                                | 緊急雇用対策訓練      |           |     |     |         |
| 茨 城 県 立 鹿 島<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 施設外訓練         | IT実務科     | 15人 | 3ヶ月 | 12月     |
|                                | 母子家庭等就業能力開発訓練 |           |     |     |         |
|                                | 施設外訓練         | IT実務科     | 5人  | 3ヶ月 | 9月      |
| 茨 城 県 立 土 浦<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 職業転換能力開発訓練    |           |     |     |         |
|                                | 施設内訓練         | 服飾ソーイング科  | 40人 | 6ヶ月 | 4月, 10月 |
|                                | 施設外訓練         | オフィスビジネス科 | 20人 | 6ヶ月 | 7月      |
| 茨 城 県 立 筑 西<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 緊急雇用対策訓練      |           |     |     |         |
|                                | 施設外訓練         | パソコンCAD科  | 15人 | 3ヶ月 | 9月      |
|                                | 職業転換能力開発訓練    |           |     |     |         |
| 茨 城 県 立 古 河<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 施設内訓練         | 溶接科       | 20人 | 6ヶ月 | 4月, 10月 |
|                                | 緊急雇用対策訓練      |           |     |     |         |
|                                | 施設外訓練         | 介護サービス科   | 15人 | 2ヶ月 | 9月      |
| 茨 城 県 立 古 河<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 緊急雇用対策訓練      |           |     |     |         |
|                                | 施設外訓練         | CADマスター科  | 10人 | 3ヶ月 | 9月      |
|                                | 母子家庭等就業能力開発訓練 |           |     |     |         |
| 茨 城 県 立 古 河<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 施設外訓練         | パソコンIT活用科 | 5人  | 3ヶ月 | 10月     |

\* 訓練対象者

職業転換能力開発訓練は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者とする。  
 緊急雇用対策訓練は、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者とする。  
 母子家庭等就業能力開発訓練は、4～5日間の準備講習を受講し、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者である母子家庭の母等とする。

2 委託訓練活用型デュアルシステムの訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等

| 学院名                           | 訓練の種類<br>訓練課程<br>区分 | 普通職業訓練 |     |                         |       |
|-------------------------------|---------------------|--------|-----|-------------------------|-------|
|                               |                     | 訓練科名   | 定員  | 訓練期間                    | 訓練開始月 |
| 茨城県立産業技術短期大学校併設<br>水戸産業技術専門学校 | 委託訓練活用型デュアルシステム     |        |     |                         |       |
|                               | 施設外訓練               | IT実務科  | 20人 | 教育訓練3ヶ月<br>+<br>職場実習1ヶ月 | 8月    |

|                                |                 |              |     |                             |     |
|--------------------------------|-----------------|--------------|-----|-----------------------------|-----|
| 茨 城 県 立 日 立<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |              |     |                             |     |
|                                | 施 設 外 訓 練       | I T 実 務 科    | 10人 | 教育訓練 3 ヶ月<br>+<br>職場実習 1 ヶ月 | 9月  |
| 茨 城 県 立 鹿 島<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |              |     |                             |     |
|                                | 施 設 外 訓 練       | パソコン資格取得科    | 10人 | 教育訓練 3 ヶ月<br>+<br>職場実習 1 ヶ月 | 5月  |
| 茨 城 県 立 土 浦<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |              |     |                             |     |
|                                | 施 設 外 訓 練       | パソコン簿記会計科    | 10人 | 教育訓練 3 ヶ月<br>+<br>職場実習 1 ヶ月 | 11月 |
| 茨 城 県 立 筑 西<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |              |     |                             |     |
|                                | 施 設 外 訓 練       | 介護サービス科      | 10人 | 教育訓練 3 ヶ月<br>+<br>職場実習 1 ヶ月 | 9月  |
| 茨 城 県 立 古 河<br>産 業 技 術 専 門 学 院 | 委託訓練活用型デュアルシステム |              |     |                             |     |
|                                | 施 設 外 訓 練       | パソコン I T 活用科 | 10人 | 教育訓練 3 ヶ月<br>+<br>職場実習 1 ヶ月 | 10月 |

## \* 訓練対象者

委託訓練活用型デュアルシステムは、おおむね35歳未満の求職者であって、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた者とする。

## 茨城県告示第457号

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）第2条第2項の規定により、平成20年度の普通職業訓練短期課程（障害者訓練）に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等

| 学 院 名                             | 訓 練 の 種 類 |                     | 普 通 職 業 訓 練      |         |           |
|-----------------------------------|-----------|---------------------|------------------|---------|-----------|
|                                   | 訓 練 課 程   |                     | 短 期 課 程          |         |           |
|                                   | 区 分       | 訓 練 科 名             | 定 員              | 訓 練 期 間 | 訓 練 開 始 月 |
| 茨城県立産業技術<br>短期大学校併設水戸<br>産業技術専門学校 | 施 設 内 訓 練 | 総 合 実 務 科           | 20人              | 12月     | 4月        |
| 茨城県立産業技術<br>短期大学校併設水戸<br>産業技術専門学校 | 施 設 外 訓 練 | O A 実 務 科           | 5人 (5人×<br>1コース) | 3ヶ月     | 7月 (1コース) |
| 茨 城 県 立 土 浦<br>産 業 技 術 専 門 学 院    | 施 設 外 訓 練 | O A 実 務 科           | 5人 (5人×<br>1コース) | 2ヶ月     | 1月 (1コース) |
| 茨 城 県 立 全 産 業<br>技 術 専 門 学 院      | 施 設 外 訓 練 | 障害の態様に<br>応じて<br>設定 | 1人～              | 1ヶ月～    | 随 時       |

2 訓練対象者

障害者委託訓練の対象者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者であって、公共職業安定所に求職申込みを行っており、かつ、公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者（ただし、訓練期間が2月以下の障害者委託訓練を受講する場合及び職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦により職業訓練を受講した者が当該職業訓練受講修了後1年以内に就職の促進のために障害者委託訓練を受講する場合については、公共職業安定所長の受講あっせんは必要としない。）とする。

茨城県告示第458号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業酒丸地区（全換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年 3月28日から

平成20年 4月24日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所大穂庁舎

茨城県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成20年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

| 整 理 番 号 | 道路の種類 | 路線名   | 区間                                 | 敷地の幅員                     | 延長          |
|---------|-------|-------|------------------------------------|---------------------------|-------------|
| 8       | 県 道   | 小川鉾田線 | 鉾田市鉾田2598番2地先から<br>鉾田市鉾田2513番1地先まで | メートル<br>最大 12.0<br>最小 7.0 | メートル<br>448 |

茨城県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 銚田茨城線

## 3 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要  |
|--|------|---------------------------|-------------|------|
| 銚田市飯名字上沖田168番 1 地先から<br>銚田市飯名字上ノ町118番 1 地先まで | 旧    | メートル<br>最大 13.0<br>最小 6.5 | メートル<br>380 |      |
|  |      | 最大 13.5<br>最小 10.0        | 380         | 現道拡幅 |

## 茨城県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 荒井行方線

## 3 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別     | 敷地の幅員                     | 延 長         | 摘 要  |
|---|----------|---------------------------|-------------|------|
| 鹿嶋市大字津賀1232番 1 地先から<br>鹿嶋市大字武井280番 1 地先まで | (A)<br>旧 | メートル<br>最大 14.0<br>最小 8.2 | メートル<br>797 |      |
|   |          | 最大 52.0<br>最小 11.0        | 1,100       |      |
| 鹿嶋市大字津賀1243番 1 地先から<br>鹿嶋市大字津賀823番 1 地先まで | 新 (B)    | 最大 52.0<br>最小 11.0        | 1,100       | 旧道移管 |

## 茨城県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 道路の種類 県道

## 2 路 線 名 矢幡潮来線

## 3 道路の区域

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                     | 延 長           | 摘 要     |
|----------------------------------|------|---------------------------|---------------|---------|
| 潮来市辻1591番地先から<br>潮来市辻558番 3 地先まで | 旧    | メートル<br>最大 23.2<br>最小 5.2 | メートル<br>2,234 |         |
|                                  | 新    | 最大 -<br>最小 -              | 0             | 市 へ 移 管 |

茨城県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間 常陸大宮市下檜沢字左寄1415番 2 地先から  
常陸大宮市下檜沢字左寄1424番 5 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 3月31日

茨城県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 349号
- 2 供用開始の区間 常陸太田市小菅町字小菅233番地先から  
常陸太田市小菅町字上原288番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 3月27日

茨城県告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 3月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 日立笠間線
- 2 供用開始の区間 日立市塙山町 2 丁目2795番 5 地先から  
日立市金沢町2712番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 3月30日

茨城県告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成20年 3 月27日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 大賀延方線
- 2 供用開始の区間 潮来市釜谷字下田1146番から  
潮来市水原字木滝2748番まで  
潮来市水原字塚越921番 4 から  
潮来市水原字谷原2948番まで  
潮来市水原字谷原3063番から  
潮来市水原字谷原3117番まで  
潮来市水原字根崎674番 4 から  
潮来市水原字塙下644番 6 まで
- 3 供用開始の期日 平成20年 3 月27日

茨城県告示第467号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により、陽光台土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 美浦村
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
稲敷東部台都市計画下水道事業  
美浦村公共下水道
- 3 事業期間 平成10年12月17日から  
平成26年 3 月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分

平成10年茨城県告示第1369号及び平成17年茨城県告示第1327号の事業地に、大字土屋字布佐橋、字笹山、字山下、字池ノ台、字池下、字大清水、字大松、字雨堤及び字高野台並びに大字興津字向井並びに大字美駒字美駒並びに稲敷市江戸崎字芝ヶ谷の各一部の区域を加える。



茨城県告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
古河都市計画下水道事業  
古河市（古河処理区及び総和处理区）公共下水道
- 3 事業期間 昭和49年 3月23日  
平成26年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和49年 3月28日茨城県告示第275号，昭和51年 3月15日茨城県告示第278号，昭和54年 3月29日茨城県告示第465号，昭和56年 5月11日茨城県告示第726号，昭和63年 3月24日茨城県告示第447号及び平成10年 3月19日茨城県告示第291号の事業地のとおり。

(2) 使用の部分

昭和49年 3月28日茨城県告示第275号，昭和51年 3月15日茨城県告示第278号，昭和54年 3月29日茨城県告示第465号，昭和56年 5月11日茨城県告示第726号，平成 3年 6月21日茨城県告示第755号，平成 3年 8月13日茨城県告示第949号，平成10年 3月19日茨城県告示第291号，平成10年 3月23日茨城県告示第342号，平成15年10月23日茨城県告示第1631号及び平成17年 6月 2日茨城県告示第732号の事業地に，大堤字鹿養，原字中ノ台前，字大堤前及び字半縄，鴻巣字下屋敷西，字茶屋下巢崎大谷，字愛宕宕下及び字古道東，茶屋新田字観音寺，字庄兵卫屋敷観音寺，字庄兵卫屋敷，字中通及び字前原並びに大山字本村の各一部の区画を加えた区域とし，当該事業地のうち大山字上耕地地内において事業地を変更する。

茨城県告示第470号

茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例25号）第5条第2項の規定により，次の者の茨城県収入証紙の売りさばき人指定を取り消した。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定取消年月日 平成20年 3月17日
- 2 売りさばき人の住所及び氏名（所在地，名称及び代表者氏名）  
常陸太田市木崎一町1990番地  
堆 俊 宏

茨城県告示第471号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8年茨城県告示第221号）の一部を次のように改正する。

平成20年 3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

10を次のように改める。

- (1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額によるものとする。
- (2) 本処理手続は、平成8年1月1日以降に申し立てられた苦情について適用する。

~~~~~

( 監 査 委 員 )

茨城県監査委員告示第2号

茨城県監査委員事務局処務規程（昭和47年茨城県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月27日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 茨城県監査委員 | 粕 | 田 | 良 | 一 |
| 同       | 武 | 藤 |   | 均 |
| 同       | 島 | 崎 | 英 | 男 |
| 同       | 平 | 田 | 公 | 敏 |

第4条第1号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 健全化判断比率及び資金不足比率等の審査に関すること。

第8条第3項第6号及び第7号中「茨城県情報公開審査会」を「茨城県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第8条第4項第12号及び第13号中「茨城県個人情報保護審議会」を「茨城県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

付 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

---

公 告

---

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年5月13日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年3月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成20年3月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 ひばり
- 3 代表者の氏名  
山 口 秀 男
- 4 主たる事務所の所在地

茨城県古河市大山521番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等、ハンディキャップのある人々に対して、福祉有償運送をはじめとした健康の維持・増進及び介護等に関する事業を行い、福祉の推進に寄与するとともに、人権擁護活動、仕事保障など雇用機会の拡充を支援する事業を通じて、健全で安定した生活をいとむことができ、基本的人権が尊重される地域社会の建設に寄与することを目的とする。

公共測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 行方市
- 2 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 3 作業終了日 平成20年 3 月14日
- 4 作業地域 行方市四鹿 他

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成20年 3 月27日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
常陸大宮市宇留野字西百駄3109番
- 2 事業主の住所及び氏名  
常陸大宮市栄町1345番地  
医療法人 芳栄会  
理事長 大曾根 卓

飼料検査成績の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成19年10月から平成19年11月に検査した収去飼料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成20年 3 月27日

茨城県肥飼料検査所長 青 木 武

1

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地                   | 収去場所 | 飼料の名称                   | 製造<br>(輸入)<br>年月 | 試 験 結 果 の 概 要    |            |            |            |                  |           |                     |                  |                    |              | 違反の<br>内容 |                  |                      |  |
|--------------------------------------|------|-------------------------|------------------|------------------|------------|------------|------------|------------------|-----------|---------------------|------------------|--------------------|--------------|-----------|------------------|----------------------|--|
|                                      |      |                         |                  | 粗たん<br>白質<br>(%) | 粗脂肪<br>(%) | 粗繊維<br>(%) | 粗灰分<br>(%) | カルシ<br>ウム<br>(%) | リン<br>(%) | 揮発性塩<br>基性窒素<br>(%) | 水溶性<br>窒素<br>(%) | ペプシン<br>消化率<br>(%) | T D N<br>(%) |           | M E<br>(kcal/kg) | その他<br>の検査<br>(水分-%) |  |
| 茨城県神栖市<br>全国酪農業協同組合<br>連合会<br>鹿島飼料工場 | 同左   | ケンラク乳配17号 P             | 19年<br>10月       | 17.9             | 3.4        | 5.2        | 6.0        | 0.87             | 0.67      |                     |                  |                    |              | 71.3      |                  | 12.7                 |  |
|                                      |      | ゼンラクハイプロ85              | 19年<br>10月       | 24.0             | 9.6        | 3.3        | 5.9        | 1.05             | 0.61      |                     |                  |                    |              | 85.0      |                  | 11.9                 |  |
|                                      |      | アミノサブリップ                | 19年<br>10月       | 36.7             | 3.9        | 5.7        | 5.6        | 0.42             | 0.73      |                     |                  |                    |              | 73.4      |                  | 12.2                 |  |
|                                      |      | 酪とちかウサポート23             | 19年<br>10月       | 24.0             | 6.3        | 4.0        | 4.9        | 0.49             | 0.53      |                     |                  |                    |              | 79.1      |                  | 11.7                 |  |
|                                      |      | サクセスハイプロN               | 19年<br>10月       | 23.6             | 9.7        | 3.5        | 6.7        | 1.34             | 0.67      |                     |                  |                    |              | 82.4      |                  | 11.5                 |  |
| 茨城県神栖市<br>雪印種苗(株)<br>鹿島工場            | 同左   | マルチ肉牛肥育用配合飼料<br>ハレービーFS | 19年<br>10月       | 13.7             | 2.7        | 3.5        | 4.7        | 0.83             | 0.53      |                     |                  |                    |              | 73.7      |                  | 13.2                 |  |
|                                      |      | 雪印配合飼料<br>ハイバスタード40     | 19年<br>10月       | 20.8             | 3.0        | 4.7        | 5.3        | 0.72             | 0.48      |                     |                  |                    |              | 74.0      |                  | 12.5                 |  |
|                                      |      | 松井配合1号                  | 19年<br>10月       | 14.7             | 3.1        | 5.4        | 4.9        | 0.33             | 0.66      |                     |                  |                    |              | 71.1      |                  | 12.6                 |  |
|                                      |      | TMベースPRO                | 19年<br>10月       | 14.9             | 3.5        | 3.9        | 5.7        | 1.23             | 0.51      |                     |                  |                    |              | 74.1      |                  | 12.3                 |  |
|                                      |      | 酪とちミックスBP               | 19年<br>10月       | 16.5             | 3.9        | 7.5        | 5.0        | 0.81             | 0.44      |                     |                  |                    |              | 72.5      |                  | 11.8                 |  |

2

## 栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地        | 収去場所 | 飼料の名称                           | 製造<br>(輸入)<br>年月 | 試験結果の概要          |            |            |            |                  |           |                     |                  |                    | 違反の<br>内容 |              |                  |                      |      |  |
|---------------------------|------|---------------------------------|------------------|------------------|------------|------------|------------|------------------|-----------|---------------------|------------------|--------------------|-----------|--------------|------------------|----------------------|------|--|
|                           |      |                                 |                  | 粗たん<br>白質<br>(%) | 粗脂肪<br>(%) | 粗繊維<br>(%) | 粗灰分<br>(%) | カルシ<br>ウム<br>(%) | リン<br>(%) | 揮発性塩<br>基性窒素<br>(%) | 水溶性<br>窒素<br>(%) | ペプシン<br>消化率<br>(%) |           | T D N<br>(%) | M E<br>(kcal/kg) | その他<br>の検査<br>(水分:%) |      |  |
| 茨城県神栖市<br>中部飼料(株)<br>鹿島工場 | 同左   | マル中印種豚飼育用配合飼料<br>スーパー種豚 S       | 19年<br>10月       | 17.5             | 5.5        | 3.7        | 6.2        | 1.06             | 0.79      |                     |                  |                    |           |              |                  | 12.9                 |      |  |
|                           |      | マル中印ほ乳期子豚育成用配合<br>飼料<br>元気ウエルカム | 19年<br>10月       | 20.7             | 6.4        | 2.5        | 5.0        | 0.89             | 0.62      |                     |                  |                    |           |              |                  | 11.1                 |      |  |
|                           |      | マル中印肉用牛肥育用配合飼料<br>和牛らんど仕上       | 19年<br>10月       | 13.5             | 3.7        | 6.2        | 4.0        | 0.29             | 0.57      |                     |                  |                    |           |              |                  | 12.0                 |      |  |
|                           |      | マル中印肉用牛肥育用配合飼料<br>アレクサンドル 世     | 19年<br>9月        | 15.5             | 4.4        | 7.4        | 4.1        | 0.35             | 0.56      |                     |                  |                    |           |              |                  | 12.0                 |      |  |
|                           |      | マル中印成鶏飼育用配合飼料<br>レイヤー17 S       | 19年<br>9月        | 18.1             | 4.4        | 2.6        | 11.6       | 3.75             | 0.52      |                     |                  |                    |           |              |                  | 2,860                | 12.1 |  |
|                           |      | デイリーメイト18                       | 19年<br>11月       | 19.1             | 3.3        | 5.3        | 6.3        | 0.80             | 0.70      |                     |                  |                    |           |              |                  | 72.2                 | 12.8 |  |
| 茨城県神栖市<br>協同飼料(株)<br>鹿島工場 | 同左   | つる16                            | 19年<br>11月       | 16.9             | 3.6        | 3.8        | 4.8        | 0.66             | 0.60      |                     |                  |                    |           |              | 75.1             | 12.7                 |      |  |
|                           |      | 協同飼料<br>ハイランド16                 | 19年<br>11月       | 16.2             | 3.1        | 5.0        | 5.1        | 0.59             | 0.57      |                     |                  |                    |           |              | 73.4             | 12.6                 |      |  |
|                           |      | クリスタルビーフ F                      | 19年<br>11月       | 12.3             | 3.5        | 3.3        | 4.7        | 0.82             | 0.64      |                     |                  |                    |           |              | 76.3             | 12.9                 |      |  |
|                           |      | なかなかびーふ G300                    | 19年<br>11月       | 15.4             | 3.2        | 6.0        | 4.3        | 0.37             | 0.50      |                     |                  |                    |           |              | 73.1             | 12.2                 |      |  |

3

栄養成分に関する検査

| 製造事業場等の<br>名称及び所在地         | 収去場所 | 飼 料 の 名 称                       | 製造<br>(輸入)<br>年月 | 試 験 結 果 の 概 要    |            |            |            |                  |           |                     |                  |                    | 違反の<br>内容 |              |                  |                      |  |
|----------------------------|------|---------------------------------|------------------|------------------|------------|------------|------------|------------------|-----------|---------------------|------------------|--------------------|-----------|--------------|------------------|----------------------|--|
|                            |      |                                 |                  | 粗たん<br>白質<br>(%) | 粗脂肪<br>(%) | 粗繊維<br>(%) | 粗灰分<br>(%) | カルシ<br>ウム<br>(%) | りん<br>(%) | 揮発性塩<br>基性窒素<br>(%) | 水溶性<br>窒素<br>(%) | ペプシン<br>消化率<br>(%) |           | T D N<br>(%) | M E<br>(kcal/kg) | その他<br>の検査<br>(水分:%) |  |
| 茨城県神栖市<br>清水港飼料(株)<br>鹿島工場 | 同左   | ブライト                            | 19年<br>11月       | 13.3             | 3.9        | 4.0        | 5.4        | 0.83             | 0.59      |                     |                  |                    | 73.0      |              | 13.3             |                      |  |
|                            |      | ばく麦                             | 19年<br>11月       | 14.0             | 3.3        | 4.4        | 3.5        | 0.18             | 0.54      |                     |                  |                    |           | 74.0         |                  | 13.2                 |  |
|                            |      | クリーミーEX                         | 19年<br>10月       | 19.4             | 7.0        | 1.9        | 5.2        | 0.87             | 0.60      |                     |                  |                    |           | 82.2         |                  | 11.9                 |  |
|                            |      | ニューマッシュユ17                      | 19年<br>11月       | 17.3             | 5.5        | 3.0        | 10.9       | 3.28             | 0.55      |                     |                  |                    | 2,850     |              | 11.7             |                      |  |
|                            |      | ピュア二混                           | 19年<br>10月       | 9.2              | 3.5        | 1.8        | 1.8        | 0.15             | 0.33      |                     |                  |                    |           |              |                  | 14.6                 |  |
| 茨城県神栖市<br>平成飼料(株)<br>鹿島工場  | 同左   | 日配肉用牛肥育用配合飼料<br>スターキM           | 19年<br>11月       | 13.0             | 3.5        | 5.4        | 6.6        | 1.27             | 0.65      |                     |                  |                    | 70.4      |              | 13.6             |                      |  |
|                            |      | カネニ印配合飼料<br>ニューマンナG             | 19年<br>11月       | 21.8             | 4.7        | 3.5        | 5.1        | 0.69             | 0.44      |                     |                  |                    |           | 77.0         |                  | 12.3                 |  |
|                            |      | 兼松配合飼料<br>ニューフレックレット            | 19年<br>11月       | 12.9             | 3.8        | 3.5        | 4.6        | 0.71             | 0.42      |                     |                  |                    |           | 76.6         |                  | 13.4                 |  |
|                            |      | 日配ほ乳期子牛育成用配合飼料<br>ニューカーフスパーベレット | 19年<br>11月       | 20.0             | 4.3        | 3.8        | 5.2        | 0.79             | 0.60      |                     |                  |                    |           | 78.3         |                  | 13.1                 |  |
|                            |      | マルニ印配合飼料<br>マルニビーフ              | 19年<br>11月       | 14.1             | 3.0        | 5.4        | 6.3        | 1.25             | 0.54      |                     |                  |                    |           | 71.4         |                  | 12.9                 |  |

( 監 査 委 員 )

茨城県監査委員公告第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年度行政監査結果に基づき講じた措置について、茨城県知事及び茨城県公安委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 3 月27日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 茨城県監査委員 | 粕 | 田 | 良 | 一 |
| 同       | 武 | 藤 |   | 均 |
| 同       | 島 | 崎 | 英 | 男 |
| 同       | 平 | 田 | 公 | 敏 |

|   |
|---|
| <p>監査対象者</p> <p>茨城県知事 橋本 昌</p>  |
| <p>監査の意見</p> <p>総括意見</p> <p>県単独補助金については、さらに徹底した見直しを実施するとともに、県民のニーズに的確に対応した適正かつ効率的な事業の執行が図られるよう努められたい。</p>   |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>第4次茨城県行財政改革大綱や財政集中改革プランに基づき、市町村に対する県単独補助金については、市町村合併の進展による市町村財政基盤の安定などを考慮し、終期の設定などの必要な見直しを行い、市町村以外の補助金についても、県民のニーズに合致しなくなったものについては休廃止するとともに、それ以外のものについても、補助対象経費、補助率の見直しなどを行っている。特に、予算額が100万円以下の零細補助金については重点的に見直しを行った。</p> <p>引き続き、今回の行政監査の結果も参考に、県単独補助金の見直しを行っていく。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>監査対象所管課</p> <p>政策審議室</p>   | <p>監査対象補助金</p> <p>いばらき産業情報発信事業費補助金</p> |
| <p>監査の意見</p> <p>補助金交付要項に消費税等に関する規定が定められていなかったため、交付要項に消費税の規定を定めるべきである。</p> |  |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>平成19年度から補助金交付要項に消費税等に関する取扱規定を定めた。</p>                |  |

|   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| <b>監査対象所管課</b><br>女性青少年課  | <b>監査対象補助金</b><br>茨城県ユースホステル協会事業費補助金 |
| <b>監査の意見</b><br>(1) 少額補助でかつ参加人数も少なく、補助効果が限定されることから、類似事業との整理・統合について検討を行うべきである。<br>(2) 補助金の額を確定してから支払いまでに相当の期間（約2.5ヶ月）を要しているの、確定後は速やかに支払われたい。   |                                      |
| <b>上記に対する措置状況</b><br>(1) 茨城県ユースホステル協会が行う青少年の交流事業と同様の事業が市町村においても多数実施されるようになり、青少年にとって他に十分な参加機会が確保されていることから、補助については、一定の役割を終えたものとして、平成19年度をもって廃止することとした。<br>(2) 今後は、支払状況のチェック体制を強化し、支払遅延の防止に努めることとした。 |                                      |

|   |                                    |
|---|------------------------------------|
| <b>監査対象所管課</b><br>地域計画課   | <b>監査対象補助金</b><br>新過疎地域自立促進支援事業費補助 |
| <b>監査の意見</b><br>(1) 植栽事業において、翌年度に植栽する苗木の購入は、植栽を行う年次の事業として整理すべきと考えられることから、実績内容を精査し、補助事業者を適切に指導すべきである。<br>(2) 補助金内示又は交付申請受理後の交付決定が遅いので、迅速に補助金交付決定を実施されたい。 |                                    |
| <b>上記に対する措置状況</b><br>(1) 苗木の購入は、植栽を行う年度の事業とするよう、補助事業者及び委託先の地域団体に対し、改善を指導した。<br>(2) 今後は、補助要望の状況を把握するなどして、補助金交付事務の迅速化を図ることとした。                            |                                    |



|  |                                 |
|--|---------------------------------|
| 監査対象所管課<br>事業推進課   | 監査対象補助金<br>神の池・堀割川南部用水機場維持管理費補助 |
| 監査の意見<br>(1) 市は用水機場の維持管理費として、県の全額負担による基金の運用利子を充てていたが、金利の低下により基金運用利子で維持管理費がまかなえないため、不足分について県は維持管理費として補助金を交付し、過剰な財政支援をしている。<br>このため、基金を取り崩して維持管理費に充てるなど、補助金の廃止を含め事業の見直しを行うべきである。<br>(2) 補助事業計画に対し、補助金内示、交付申請、交付決定が遅く、一部の補助金では交付決定前に事業が実施されている事例がみられたので、計画的に補助金交付事務を進められたい。 |                                 |
| 上記に対する措置状況<br>(1) 当該補助金は、維持管理費を県が負担することを条件に埋立てによる土地利用や農業の制約の合意を取り付けて開発を進めてきた経緯を踏まえて支出してきたものであり、その見直しについては、補助金交付先の神栖市としても地元と時間をかけて十分協議を行った上で方針を決める必要があるため、神栖市と引き続き十分協議を行い検討していく。<br>(2) 補助金交付事務については、今後、内示及び交付決定時期を含め、適切に事務処理を行っていく。                                      |                                 |

|   |   |
|---|---|
| 監査対象所管課<br>農政企画課  | 監査対象補助金<br>茨城県新しい農業担い手確保育成推進事業費<br>(新規就農相談センター事業) 補助金 |
| 監査の意見<br>補助事業計画に対し、補助金内示、交付申請、交付決定が遅く、一部の補助金では交付決定前に事業が実施されている事例がみられたので、計画的に補助金交付事務を進められたい。 |   |
| 上記に対する措置状況<br>補助金交付要項制定の準備を早期に進め、補助事業計画認定申請、補助金内示等の補助金交付事務を計画的に年度当初から進めていく。                 |   |

|  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| 監査対象所管課<br>農政企画課   | 監査対象補助金<br>いばらき農業元気アップ市町村推進事業費補助金 |
| 監査の意見<br>(1) 一部の市町村では、自主事業として取り組むなど既に一定の成果が認められ、補助事業の所期の目的はほぼ達成されたと思われることから、事業の廃止も含め、見直しを行うべきである。<br>(2) 補助金内示又は交付申請受理後の交付決定が遅いので、迅速に補助金交付決定を実施されたい。 |                                   |
| 上記に対する措置状況<br>(1) 所期の目的はほぼ達成されたことから、当事業は平成19年度をもって廃止することとした。<br>(2) 補助金交付先である市町村に対し、交付申請を速やかに行うよう指導し、補助金交付事務を適切に行っていく。                               |                                   |

|  |                            |
|--|----------------------------|
| 監査対象所管課<br>農政企画課   | 監査対象補助金<br>集落営農組織化促進事業費補助金 |
| <p>監査の意見</p> <p>補助事業計画に対し、補助金内示、交付申請、交付決定が遅く、一部の補助金では交付決定前に事業が実施されている事例がみられたので、計画的に補助金交付事務を進められたい。</p> |                            |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>補助事業者に対し、事業計画を早期に申請するよう指導し、計画的に補助金交付事務を進めていく。</p>                                 |                            |

|  |                           |
|--|---------------------------|
| 監査対象所管課<br>農産課   | 監査対象補助金<br>落花生等採取ほ設置事業費補助 |
| <p>監査の意見</p> <p>優良な落花生種子を生産農家へ安定的に供給することを目的としているが、補助金の算定方法が事業の一部（採種栽培者への増加労働相当経費）に限定され、算定方法がその目的に合致していないため、交付要項の見直しを行うべきである。</p> |                           |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>事業実施要領に規定している全ての事業内容にかかる経費を積算し、補助金算定の基礎とするよう平成20年度から交付要項を見直すこととした。</p>                                      |                           |

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 監査対象所管課<br>農産課  | 監査対象補助金<br>水田農業推進センター活動費 |
| <p>監査の意見</p> <p>(1) 一部の間接補助先において、説明会・研修会等の出席者が明確に把握されておらず、事業の必要性及び適正規模の判断が検証できないことから、補助事業者に対して適正な指導を行うべきである。</p> <p>(2) 一部の間接補助先において、説明会・研修会等の開催費のうち食糧費が約50%を占めており、さらに対象となった会議等の出席者が明確に把握されておらず、その経費の妥当性が検証できないことから、補助対象の基準を設定するなど対象経費の見直しを行うべきである。</p> |                          |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>(1) 出席者の把握については、今後、説明会・研修会等の出席者名簿を作成するよう、補助事業者に対して指導を行うとともに、平成20年度交付要項の見直しを行うこととした。</p> <p>(2) 食糧費の執行にあたっては、対象者を明確にするよう指導するとともに、平成20年度から、補助対象経費の見直しを行うこととした。</p>   |                          |

|   |  |
|---|--|
| 監査対象所管課<br>園芸流通課  | 監査対象補助金<br>園芸産地マーケティング強化事業費<br>マーケティング強化支援事業 |
| 監査の意見<br>(1) 一部の間接補助事業者において、実施したマーケティングの記録が残されていなかったため、マーケティングの重要性を鑑み、成果の把握に努めるべきである。<br>(2) 補助事業計画に対し、補助金内示、交付申請、交付決定が遅く、一部の補助金では交付決定前に事業が実施されている事例がみられたため、計画的に補助金交付事務を進められたい。 |  |
| 上記に対する措置状況<br>(1) 事業説明会等において、記録の徹底を周知するとともに、事業実績検討会において、過去に事業を実施した団体についても報告を求め、成果の把握に努めることとした。<br>(2) 補助金交付事務処理の方法を抜本的に見直し、迅速な事務処理を行うとともに、事業実施主体に対して、申請書類の提出期限を厳守するよう徹底することとした。 |  |

|   |  |
|---|--|
| 監査対象所管課<br>園芸流通課  | 監査対象補助金<br>大規模用水地域営農対策事業<br>(畑作営農普及推進事業) |
| 監査の意見<br>畑地かんがい施設の導入、普及促進を図るうえで必要な事業であると考えられるが、目的が類似していることから、営農技術習得支援事業費補助金との整理・統合について検討を行うべきである。 |  |
| 上記に対する措置状況<br>営農技術習得支援事業費補助金と類似性がみられる大規模用水地域営農対策事業のうちの畑地かんがい新産地推進事業については、平成19年度をもって廃止することとした。     |  |

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| 監査対象所管課<br>園芸流通課   | 監査対象補助金<br>いばらきの園芸産地改革支援事業補助金 |
| 監査の意見<br>(1) 一部の団体において、機械の利用規程はあるが、利用状況の記載がなかったため、補助事業者に対して適正な指導を行うべきである。<br>(2) 汎用性のある機械は補助対象外としているが、基準が明確でなく、フォークリフトが補助対象基準に合致するか否か疑問が残るため、補助対象基準を明確にすべきである。   |                               |
| 上記に対する措置状況<br>(1) 事業実施要領に基づく帳簿の作成が行われるよう、市町村を通じ指導を徹底するとともに、当該事業主体に対し、利用記録簿の提出を求め、適正な管理が行われるよう確認を行っていく。<br>(2) 実施要領上、汎用性のある機械は補助対象としないとしているので、一般的なフォークリフトについては、補助対象より除外するよう、平成20年度の事業実施要領の中に反映させることとした。 |                               |

|   |   |
|---|---|
| 監査対象所管課<br>園芸流通課  | 監査対象補助金<br>いばらきの味販売戦略推進対策事業費補助金<br>(うまいもんどころ特別販売拠点設置事業) |
| 監査の意見<br>仕入に係る消費税相当額の取扱いについて、補助金交付要項の規定に基づいた処理が行われていなかったことから、補助金交付要項に基づき、適切に処理を行うべきである。     |   |
| 上記に対する措置状況<br>仕入に係る消費税相当額を含んだ金額で補助金額を確定していたことから、補助金額の確定をやり直し、超過して交付した補助金額については、補助事業者に返還させた。 |   |

|   |                                |
|---|--------------------------------|
| 監査対象所管課<br>畜産課  | 監査対象補助金<br>畜産経営指導体制円滑化推進事業費補助金 |
| 監査の意見<br>補助事業計画に対し、補助金内示、交付申請、交付決定が遅く、一部の補助金では交付決定前に事業が実施されている事例が見られたので、計画的に補助金交付事務を進められたい。 |                                |
| 上記に対する措置状況<br>今後の補助金交付事務を早期かつ計画的に進めるよう努めていく。  |                                |

|  |                             |
|--|-----------------------------|
| 監査対象所管課<br>畜産課   | 監査対象補助金<br>乳用牛群総合改良推進事業費補助金 |
| 監査の意見<br>(1) 補助金交付要項で、義務づけしている事業遂行状況報告書が未提出であったので、事業遂行状況報告書の提出を求め、補助事業の進捗状況を適切に把握すべきである。<br>(2) 補助事業計画に対し、補助金内示、交付申請、交付決定が遅く、一部の補助金では交付決定前に事業が実施されている事例がみられたので、計画的に補助金交付事務を進められたい。 |                             |
| 上記に対する措置状況<br>(1) 事業主体との連絡を密にして、補助事業の進捗状況の適切な把握に努めていく。<br>(2) 事業主体に対して速やかな書類の作成と提出を指導し、交付事務の適正化に努めていく。   |                             |

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 監査対象所管課<br>畜産課  | 監査対象補助金<br>常陸牛銘柄確立事業費補助金 |
| 監査の意見<br>常陸牛の銘柄確立については、ブランド力が向上し、消費拡大が図られつつあるが、さらに効果的なPRを図るために、費用対効果の面を考慮して、「常陸牛ブランド確立推進事業」との整理・統合について検討を行うべきである。 |                          |
| 上記に対する措置状況<br>常陸牛の銘柄確立のため、効果的なPRを推進する観点から「常陸牛ブランド確立推進事業」との整理・統合について検討し、平成20年度から両事業を統合し改善を図ることとした。                 |                          |

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 監査対象所管課<br>林政課  | 監査対象補助金<br>平地林保全整備事業費補助金 |
| <p>監査の意見</p> <p>近年の状況では、事業に取り組む市町村が少なく、本来の補助目的に沿った私有林（個人の所有林）に対する事業展開が見られないことから、より効果のあがる補助事業に見直しを行うべきである。</p> |                          |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>事業主体である市町村の積極的な取組を促進し、住民参画による地域の状況に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、平成20年度から見直しを行うこととした。</p>          |                          |

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 監査対象所管課<br>林政課  | 監査対象補助金<br>森林整備担い手対策事業費補助金 |
| <p>監査の意見</p> <p>実績報告書で報告された健康診断等の受診人数が、実際に受診した人数より多く報告され、過大に補助金が支出されていたので、適切に処理を行うべきである。</p>  |                            |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>補助先の過去5年間分について立入調査を実施し、過大支出と認められた補助金の交付決定の取消及び当該補助金の返還命令を行うとともに、今後、実績報告書の審査を領収書等により厳格に行い、補助事業の適正な執行について指導していく。</p> |                            |

|   |                            |
|---|----------------------------|
| 監査対象所管課<br>林業課  | 監査対象補助金<br>良質材生産対策推進事業費補助金 |
| <p>監査の意見</p> <p>間伐材を搬出する作業路整備を行う事業で、目的が類似している「間伐作業道開設支援事業（林政課）」との整理・統合について検討を行うべきである。</p> |                            |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>平成20年度から、「間伐作業道開設支援事業」の事業内容の見直しを行い、当該事業へ整理・統合することとした。</p>            |                            |

|  |                               |
|--|-------------------------------|
| 監査対象所管課<br>漁政課   | 監査対象補助金<br>茨城の豊かな海づくり大会事業費補助金 |
| <p>監査の意見</p> <p>茨城の豊かな海づくり大会実行委員会の事務局を置いている茨城沿海地区漁業協同組合連合会に対して補助しているが、実質的な事業主体である茨城の豊かな海づくり大会実行委員会への補助とすべきである。</p> |                               |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>平成20年度事業においては、茨城の豊かな海づくり大会実行委員会を事業主体として、茨城の豊かな海づくり大会事業費補助金交付要項を制定する。</p>                      |                               |

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 監査対象所管課<br>農地整備課  | 監査対象補助金<br>営農技術習得支援事業費補助金 |
| <p>監査の意見</p> <p>畑地かんがい施設の導入，普及促進を図るうえで必要な事業であると考えられるが，目的が類似していることから，大規模用水地域営農対策事業（畑作営農普及推進事業）との整理・統合について検討を行うべきである。</p> |                           |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>営農技術習得支援事業費補助金と類似性がみられる大規模用水地域営農対策事業のうちの畑地かんがい新産地推進事業については，平成19年度をもって廃止することとした。</p>                |                           |

|  |                    |
|--|--------------------|
| 監査対象所管課<br>河川課   | 監査対象補助金<br>河川愛護奨励金 |
| <p>監査の意見</p> <p>補助金申請及び実績報告内容と実際の活動内容が異なる事例があった。事業内容，活動規模及び参加人員などが大きく異なる団体が補助対象であり，厳密に補助金額を算定し，実際の活動内容と合致させることは困難であるため，交付要項の見直しを行うなど，効率的な事業実施を図るべきである。</p> |                    |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>交付要項の補助対象経費の見直しを行い，事務の簡素化や合理化に努めて効率的な事業実施を図っていく。</p>  |                    |

|   |                           |
|---|---------------------------|
| 監査対象者<br>茨城県公安委員会   |                           |
| 監査対象所管課<br>茨城県警察本部<br>(交通企画課，会計課)   | 監査対象補助金<br>交通安全啓発活動事業費補助金 |
| <p>監査の意見</p> <p>啓発活動を目的として事業開始から長期間経過し，事業の慢性化が懸念されることから，事業の実施に際しては，事業の目的を明確にしたうえで，社会情勢の変化を的確に判断し，時代に合致した事業展開を行うべきである。</p>   |                           |
| <p>上記に対する措置状況</p> <p>交通安全協会の交通安全活動は，時代のすう勢に合わせて新たな活動を展開すべきもの（啓発宣伝活動，運転者教育活動）と従来からの活動を継続的に実施していくもの（交通少年団育成活動，単位安協補助活動）に分けられ，これをバランスよく実施してきたところである。</p> <p>本事業の在り方について，茨城県交通安全協会の自主性や財政状況，県の緊縮財政等を考慮し，補助の必要性について検討した結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数十年来の事業であること</li> <li>・ 事業内容が既に茨城県交通安全協会の活動として定着していること</li> <li>・ 茨城県交通安全協会独自で活動を継続していくことが可能であること</li> </ul> <p>などから，平成20年度の同補助金の予算要求を見送った。</p> |                           |

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| <p>監査対象所管課<br/>茨城県警察本部<br/>(生活安全総務課, 会計課)</p>  | <p>監査対象補助金<br/>防犯啓発活動事業補助金</p> |
| <p>監査の意見<br/>啓発活動を目的として事業開始から長期間経過し、事業の慢性化が懸念されることから、事業の実施に際しては、事業の目的を明確にしたうえで、社会情勢の変化を的確に判断し、時代に合致した事業展開を行うべきである。</p>   |                                |
| <p>上記に対する措置状況<br/>各事業活動毎に検証した結果、補助対象事業の内容を社会のニーズや地域特性に応じた活動とする必要性を認めたことから、今後、補助対象事業を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民の防犯意識を高揚させる「地域安全運営費」</li> <li>・ 防犯ボランティア等への支援である「活動助成事業費」</li> </ul> <p>の2つに特化させ、慢性化に陥らないよう社会情勢の変化に対応した、「真に県民のための防犯に役立つ」活動を展開していく。</p> |                                |

~~~~~

訓 令

( 県 議 会 )

茨城県議会訓令第9号

茨城県議会議務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3 月27日

茨城県議会議長 桜 井 富 夫

茨城県議会議務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

茨城県議会議務局事務決裁規程 (昭和43年茨城県議会訓令第3号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号エをオとし、ウをエとし、イをウとし、イとして次のように加える。

イ 第26条の5第1項及び第5項の規定による自己啓発等休業の承認及びその取消し

付 則

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

( 教 育 委 員 会 )

茨城県教育委員会訓令第3号

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3 月27日

茨城県教育委員会委員長 和 田 洋 子

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程 (昭和43年茨城県教育委員会訓令第6号) の一部を次のように改正する。

別表第4 茨城県立松丘高等学校の項、茨城県立高萩工業高等学校の項、茨城県立大宮高等学校の項及び茨城県立大宮工業高等学校の項を削る。

付 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

茨城県教育委員会訓令第 4 号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 和 田 洋 子

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程（昭和42年茨城県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 常陸大宮地区住宅の項中「県立大宮高等学校長」を「県立常陸大宮高等学校長」に改める。

付 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

茨城県教育委員会訓令第 5 号

茨城県教育委員会教育長事務委任規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 3月27日

茨城県教育委員会委員長 和 田 洋 子

茨城県教育委員会教育長事務委任規程等の一部を改正する訓令

(茨城県教育委員会教育長事務委任規程の一部改正)

第 1 条 茨城県教育委員会教育長事務委任規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第26条第 2 項」を「第26条第 3 項」に改める。

(茨城県教育庁等事務専決規程の一部改正)

第 2 条 茨城県教育庁等事務専決規程（昭和40年茨城県教育委員会訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 1 号中「第 2 条第20号から第23号」を「第 2 条第21号から第24号」に改める。

第13条第 1 項第 1 号中「第 2 条第24号及び第27号」を「第 2 条第25号及び第28号」に改める。

(茨城県教育委員会事務専決規程の一部改正)

第 3 条 茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「，第 3 号及び第 6 号から第12号まで」を「及び第 5 号から第13号まで」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 2 条第13号から第27号」を「第 2 条第14号から第28号」に改める。

付 則

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
（休日の場合は繰下発行）（金 3, 0 6 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)